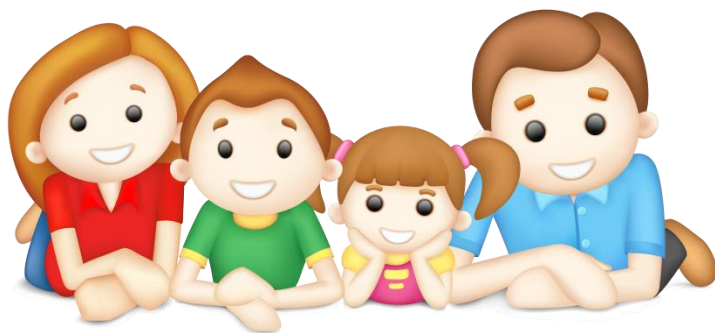


第3期
南富良野町地域福祉計画
南富良野町地域福祉実践計画



平成 28 年 3 月

南富良野町・南富良野町社会福祉協議会

目 次

はじめに

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1 計画の趣旨と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間、策定方法	6

第2章 地域福祉の課題

1 地域福祉の現状	7
2 地域福祉の課題	11

第3章 前期計画の評価・検証

1 福祉教育	15
2 福祉活動	18
3 サービス提供	21
4 安全・安心環境	25

第4章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念	29
2 計画の目標	30

第5章 サービス目標

1 福祉教育	32
2 福祉活動	33
3 サービス提供	35
4 安心・安全環境	37

第6章 計画の推進に向けた取組方針

資料編

福祉関係サービス一覧	42
計画策定委員会	44

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1 計画の趣旨

近年、家庭や地域の支え合い機能が低下し、身近な住民同士や世帯間の交流が希薄化しており、虐待や孤独死が社会問題となっています。

本町においても、急速な人口減少と少子高齢化が進み、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、地域福祉に対する住民ニーズが多様化・複雑化する一方、ボランティアや介護職員などの地域福祉の担い手が不足しています。

このような状況に対応し、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して住み慣れた南富良野町で暮らし続けることのできる環境づくりが求められています。

平成12年6月に社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、地域福祉の推進に関する①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、といった事項を一体的に定める計画として「市町村地域福祉計画」の策定が位置づけられました。

また、社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてサービス利用者一人ひとりの日常生活をきめ細かく支援していくことに大きな期待が寄せられています。

本町の福祉においては、行政と社会福祉協議会が補完・補強し合う関係にあり、それぞれの計画が目指すべき目標、生活課題、社会資源においても共有するものであり、推進内容の共有化を図り、両者が協働して円滑に地域福祉を進めるため、第1期計画から計画を合本して策定しています。

このような観点を踏まえ、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、前期計画の見直しを行い、今後の地域福祉の指針となる「第3期 南富良野町地域福祉計画・南富良野町地域福祉実践計画」を策定するものです。

2 計画の意義

計画をつくる際の住民参加は、地域住民一人ひとりが地域福祉を推進する主体（一員）という認識を持つ機会として、必要不可欠なものです。

これは、行政や社会福祉協議会にとって、地域住民の生活課題を再発見・再認識する機会となり、それを共有して時代や地域状況に適合した、よりよいサービスを提供する体制づくりにつながることから、この計画づくりの過程そのものが大きな意味を持つことになります。

また計画は、住民自身が地域で活動するための行動計画となるもので、住民主体によるまちづくりを推進していく上で欠かすことのできないものであります。

3 計画の目的

本計画は、本町における福祉に関するマスタープランとして、過疎化と少子高齢化が進む中で、福祉によるまちづくりのグラウンドデザインとして、南富良野町が「地域福祉計画」を、南富良野町社会福祉協議会が「地域福祉実践計画」を策定し、地域福祉に関する施策の総合的な推進に資することを目的とします。

4 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。また、「南富良野町第5次総合計画」に基づいた地域福祉のマスタープランであり、別に定められた「すこやかみなみふらの（特定健康診査等実施計画）」「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」など、法の根拠を異にする高齢者、障がい者、児童という対象ごとに策定されている、個別計画と調和をとり、それぞれを横断するものとして位置づけられる計画です。

また本計画は、策定委員会における検討を踏まえ、今後、南富良野町が目標とする新たな地域福祉を実現するため、基本的な方向性と具体的な施策の展開方向を示すもので、地域福祉の推進に重要な役割を果たすものです。

【社会福祉法 第 107 条 の規定】

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉実践計画の位置づけ

地域福祉実践計画は、「地域福祉」を推進するために地域住民、ボランティア、福祉団体等が参画して策定する計画で、次のような特徴と目的を担っています。

（計画の特徴）

「地域福祉計画」が地域福祉を計画的に推進するための行政計画であるのに対し、「地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する活動・行動計画です。

地域福祉に関わる多種多様な生活課題に対し、地域住民、関係機関・団体等が連携し、適切な役割分担のもと、福祉のまちづくりに向けて第一歩の取り組みを示す計画です。

(計画の目的)

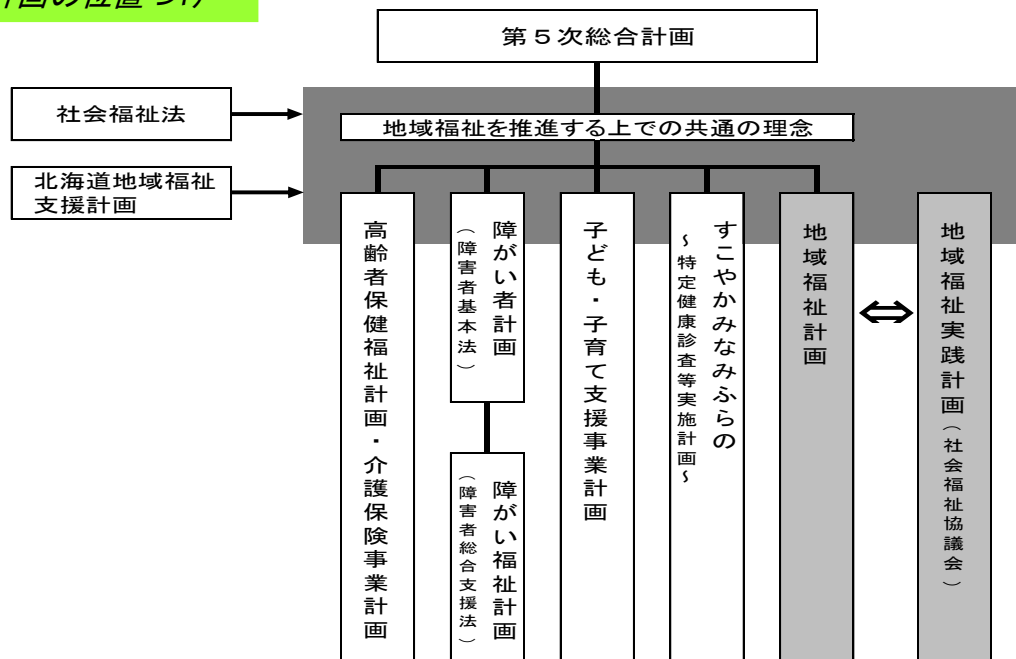
だれもが、住み慣れた地域で、個人として尊ばれ家族や隣近所と温かなきずなを保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支えあい助けあい、安心して暮らし続けていける地域社会を望んでいます。

地域には、生きがいを見出せない人、家に閉じこもりがちな人、育児に悩んでいる人、また貴重な経験や知識技術を持ちながら生かす場を見つけられずにいる人など様々な生活課題を抱えている人がいます。

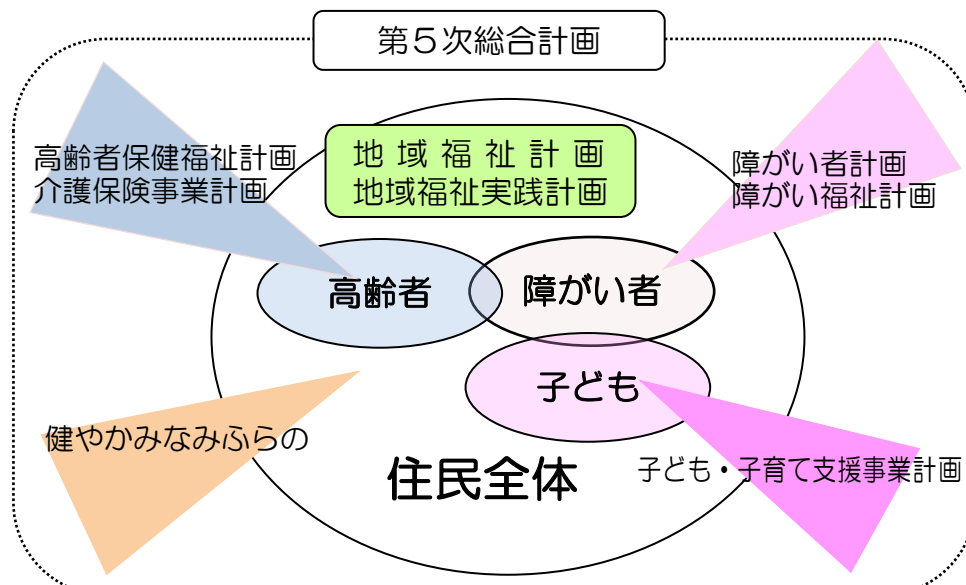
そのすべての地域の人々が、心をひとつにしてより住みよい町、誇りの持てる地域社会づくりを目指して、みんなで考え、みんなで支えあい、みんなで解決する、そんな地域のネットワーク・活動が求められています。

地域福祉実践計画は、新しい社会福祉法の「個人の尊厳」「自立生活の支援」「地域福祉の推進」「福祉サービスの提供の原則」を踏まえ、「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目指して策定するものです。

各計画の位置づけ



地域福祉計画・地域福祉実践計画の位置づけ



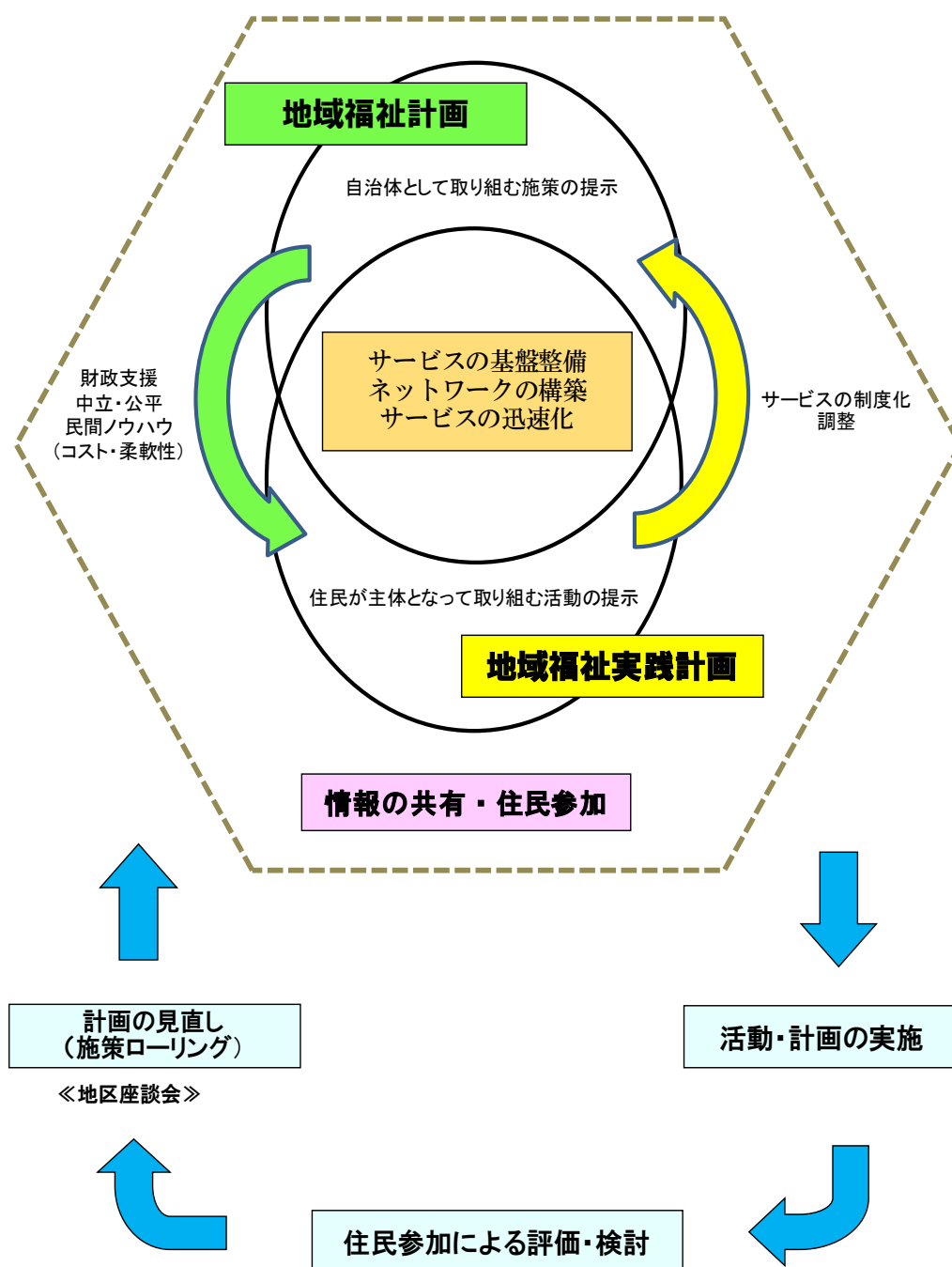
（３）地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係

南富良野町が策定する「地域福祉計画」は、住民の参加を得て地域生活上の課題を解決すべく必要なサービス内容を明らかにし、サービスを提供する体制を計画的に整備する行政計画です。

一方、南富良野町社会福祉協議会が推進する「地域福祉実践計画」は、地域住民と各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

したがって両計画は地域の生活課題や社会資源、地域福祉推進の理念など共有化を図り福祉活動と支援策を共通に位置付け相互に連携するものである。

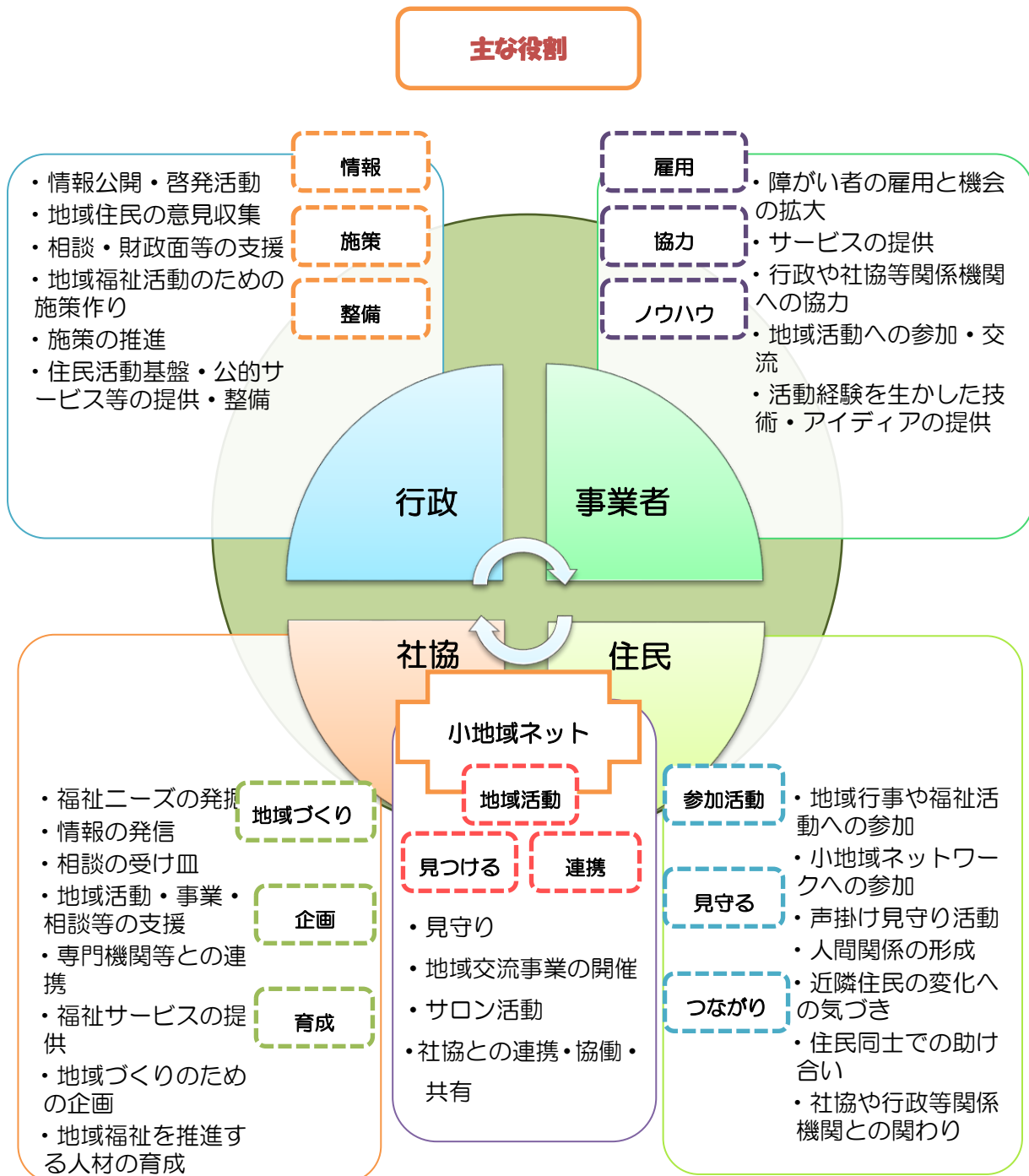
【計画の関係フロー】



(4)「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」・「小地域ネットワーク」の主な役割

前期南富良野町地域福祉計画・地域福祉実践計画では、「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」・「小地域ネットワーク」がそれぞれの役割を担い連携することで、施策の推進を図ってきました。

第3期の計画においても、それぞれが役割を果たし、連携をより強めていく必要があります。



5 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

計 画 期 間	年 度																
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
地 域 福 祉 計 画 地域福祉実践計画	第 1 期																
							第 2 期										
												第 3 期					

※ 計画の進捗状況や制度改革、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜見直しを検討するものとします。

6 計画の策定方法

住民の積極的な参加による計画の策定を図るため、次の方法により住民の様々な意見、ニーズなどの把握に努め、計画策定に取り組みました。

（１）南富良野町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、関係団体、保健医療福祉関係者など10名による「南富良野町地域福祉計画策定委員会」を平成28年3月7日に設置しました。

この策定委員会は、町が委員を委嘱して設置したのですが、本計画書は社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と合本して作成することから、本策定委員会においては、両計画策定を合わせて検討しました。

（２）地区座談会等

本計画は、住民自らが地域福祉の推進に取り組むための行動計画となるものなので、地域住民の意見を次により聴き、計画に反映する取り組みを行いました。

① 地区座談会

町内各地区の公民館において、地域住民と意見交換を行い、日常生活上の課題や日ごろ不安に思っていることなどの把握に努めました。

② サロン懇談会

各自治会を中心に住民主体で運営されている、幾寅地区（朝日・ぎふ・西町・いこい）サロンに出向き、参加者や運営支援者と意見交換を行い、サロン活動の中で把握されている生活課題や困りごとなどの把握を行いました。

第2章 南富良野町の地域福祉の課題

1 地域の現状

(1) 南富良野町の概要

南富良野町は、北海道のほぼ中央に位置し、空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山という6つの地区から形成され、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に隣接しています。

町域は、東西 43.3 km、南北 45.9 km、総面積 665.54 km² と広大で、そのほとんどが自然のままの豊かな森林となっています。

山間の地形のため、昼夜の寒暖の差が大きく、夏冬の季節温度の差が 50℃ を上回ることもあり、また、冬期間の積雪も多く北海道の中でも大変厳しい気象条件にあります。

交通網は、東西に国道 38 号、南北に国道 237 号の主要幹線があり、道東自動車道が占冠村から札幌市まで接続しています。JR は根室本線が幾寅駅から富良野市へ 45 分、旭川市へ 2 時間、札幌市へ 3 時間で結んでいます。

農業を基幹産業として発展を遂げてきましたが、年々農業就業者数は減少傾向にあり、過疎化が進んでいます。

南富良野町の位置



(2) 人口の状況

① 人口

南富良野町では年々人口が減少するとともに、高齢者の占める割合が増加しています。

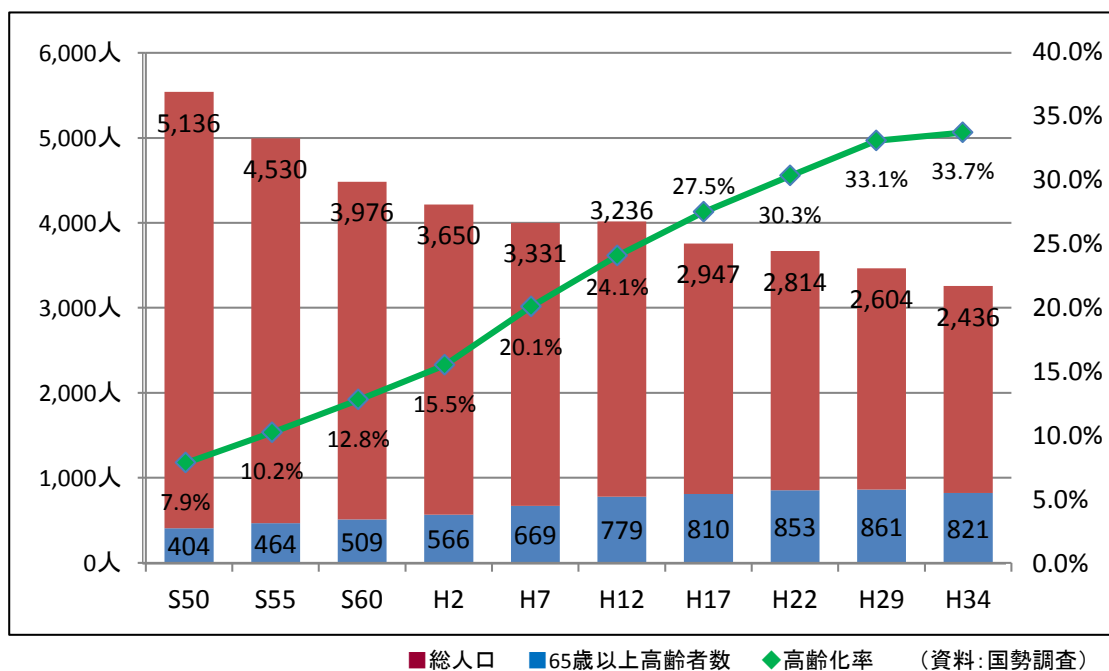
平成27年1月1日在、総人口2,641人の中で65歳以上の高齢者数は837人となり、高齢化率は31.7%となっています。南富良野町の高齢化率は、全道平均28.0%を上回る状況です。

高齢化の進行とは対照的に、15歳未満の年少人口は減少を続け、平成22年現在11.5%まで低下してきています。

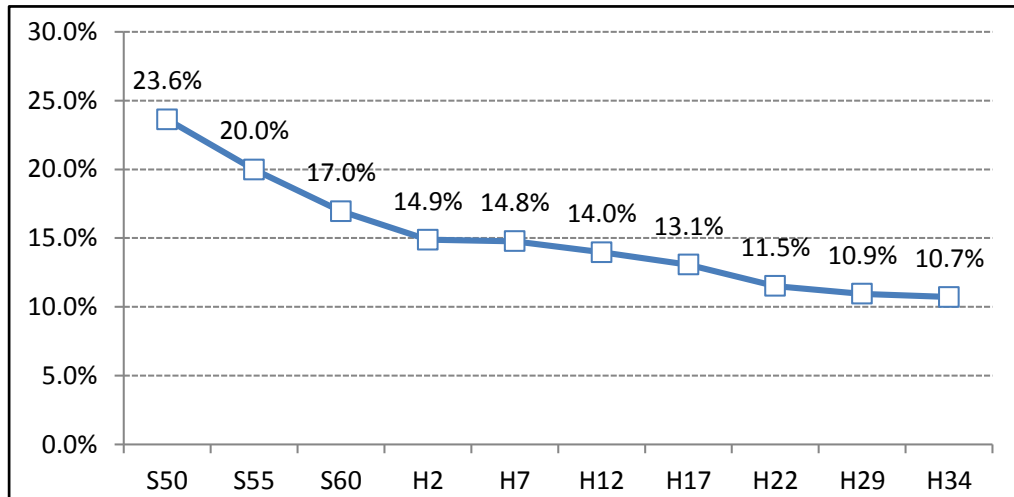
今後もこのような人口の減少と高齢化の進行が同時に進むことが予想され、平成34年時点には、総人口は約2,436人程度に減少し、高齢化率は33.7%に達するものと予測されます。

福祉施策の推進にあたっては、このような高齢化の進展をふまえ、誰もが自立して、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる「福祉のまち南富良野」を築いて行く取り組みが重要となっています。

【南富良野町の人口の推移と将来推計】



【人口に占める年少人口(15歳未満)の比率】



(資料: 国勢調査)

② 地区別人口の推移

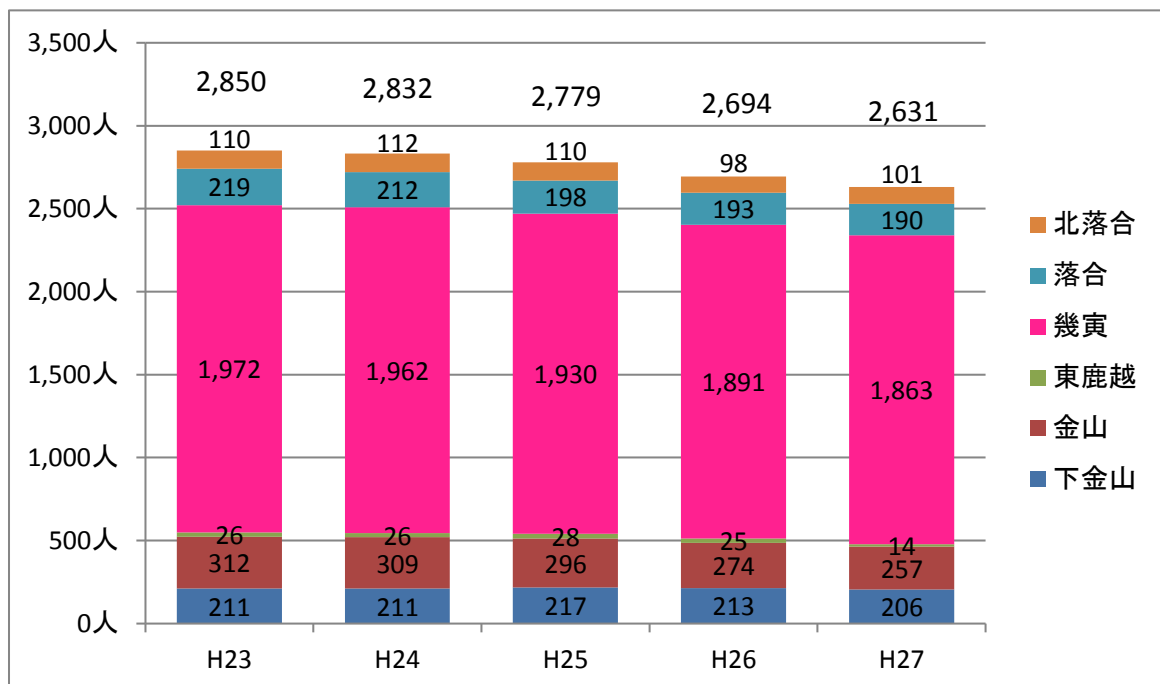
南富良野町は6つの地区から構成されていますが、人口規模、高齢化率は地区によって大きく異なります。

総人口2,631人中、幾寅地区におよそ71%の1,863人が居住し、残りのおよそ29%の768人が他の5つの地区に暮らしています。

平成23年から平成27年までの動向を見ると、幾寅地区の減少率は5.5%、他の地区の減少率は7.3%となっています。

平成20年度の特別養護老人ホームふくしあの開設に伴い、人口は増加しています。

【地区別人口の推移】



(資料: 住民基本台帳 ※ 各年3月31日現在)

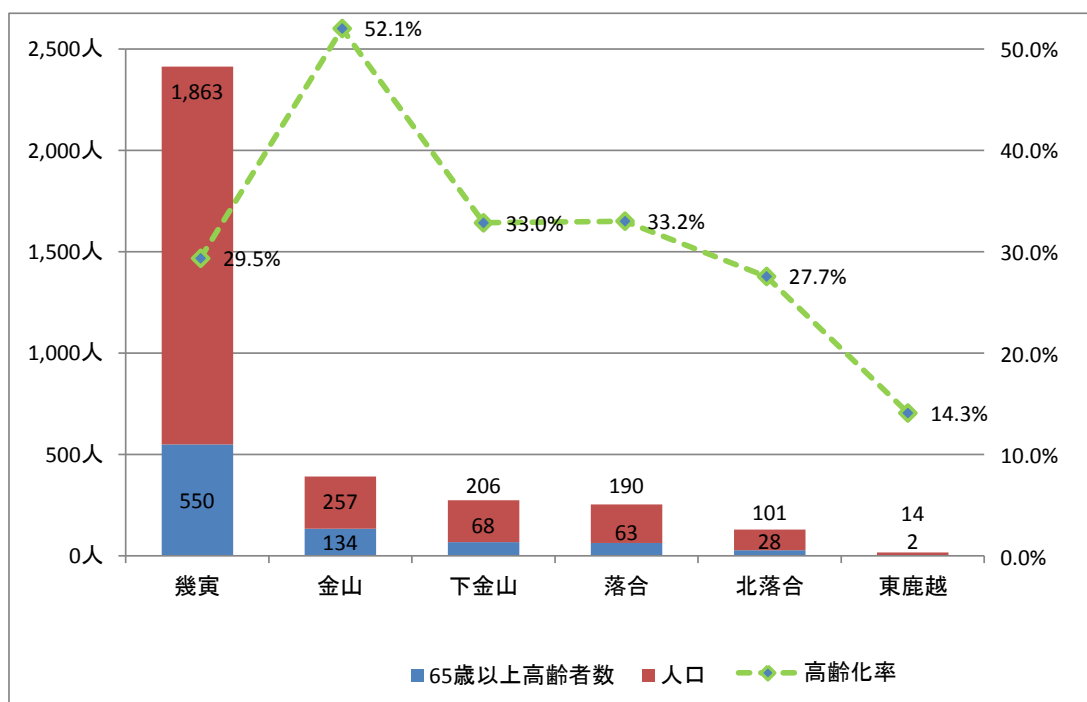
③ 地区別高齢者数

高齢化の状況は金山地区が最も深刻で、高齢化率は 52.1%となっています。

金山地区は、高齢化率が高いことに加えて人口の減少率も大きく、地域振興への取り組みが重要な課題となっています。

また、落合地区と下金山地区の高齢化率は、33.2%と 33.0%で町平均の 32.1%を上回るのに対し、幾寅地区 29.5%、北落合地区 27.7%、東鹿越地区 14.3%と低くなっており、各地域の特性に応じた福祉サービスを築いていく必要があります。

【地区別高齢者数の推移】



(資料：住民基本台帳 ※平成 27 年 3 月末現在)

2 生活・福祉課題

(1) 地区座談会等の開催状況

H28. 3. 3	○「幾寅岐阜町地区座談会」(サロン開催会場) 地区住民 11人参加 
3. 8	○「幾寅朝日町地区座談会」(サロン開催会場) 地区住民 11人参加 
3. 8	○「落合地区座談会」(連合町内会役員会開催会場) 地区住民 3人参加 
3. 11	○「幾寅地区座談会」(ふまねっとサポーターの集い開催会場) 地区住民 12人参加 

H28. 3. 14 ○「下金山地区座談会」(自治連合会役員会開催会場)
地区住民 4人参加



3. 18 ○「幾寅東町地区座談会」(サロン開催会場)
地区住民 15人参加



3. 18 ○「金山地区座談会」(サロン開催会場)
地区住民 9人参加



3. 25 ○「小地域ネットワーク活動推進会議」
開催場所 保健福祉センターみなくる
参加者 53人参加



【地区座談会等における意見の概要】

「生活上の不安・要望」

- ・落合地区にも集落支援員を配置し、見守りや安否確認を実施してほしい。
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りや緊急通報が可能なシステムを整備してほしい。
- ・高齢者宅を巡回してほしい。
- ・若者の働く場所が少ない。
- ・金山地区の買物については、充実している。
- ・金山地区は、このままでは、高齢者ばかりになってしまう。何とかしてほしい。
- ・くすみ園を増設してほしい。

「教育・子育て支援」

- ・保育料への助成を検討してほしい。
- ・延長保育を実施してほしい。

「在宅福祉サービスについて」

○生きがいデイサービス

- ・利用しやすくなるように内容を見直してほしい。

○移送サービス

- ・利用用途を拡大して欲しい（通院帰りの買物等）。
- ・利用対象者の制限を緩和して欲しい。
（年齢制限だけで無条件に対象してほしい。免許を返納したくても出来ない。）

「その他」

- ・廃校した小学校の後活用を早期に検討し、有効活用してほしい。
- ・落合のカーリング場を増設してほしい。
- ・デマンドバスは予約しなければならず利用しづらい。また、1人だけの申込みだと気兼ねしてしまう。
- ・社協と行政で似たような会議が多過ぎる。

(2) 地域福祉の課題整理

地域福祉をめぐる南富良野町の現状および地区座談会などの結果から、地域住民が南富良野において暮らし続けていく上での課題について概要を整理すると以下のようになります。これらの課題は、相互に密接に関係していることから、各種施策を体系的に構築するとともに、行政、社会福祉協議会、福祉団体、地域住民などがそれぞれの適切な役割分担のもと、効率的、横断的に対応していく必要があります。

① 生活上の不安に係る課題

ひとり暮らしの高齢者世帯の増加により、買い物、通院、冬の除雪といった日常生活においての不安を抱える人が増えてきています。このことから高齢者の見守り活動や高齢者見守りシステムの導入、その他、医療・福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

② 教育・子育て支援に係る課題

町では、平成24年4月から「すこやか子ども医療費助成事業」をスタートさせ、子育て世帯への経済的支援の拡充に取り組んでおり、また、老朽化した町立金山保育所の建替えが平成26年度に完了しました。

今後は、町立幾寅保育所の建替えを進めて安心・安全な保育環境を整えるほか、保育料の見直しや保育の質の向上を図る必要があります。

③ 在宅福祉サービスに係る課題

地域によって、病院や商店が少なく、高齢化が進む本町において移動・移送は重要な生活基盤となっており、移送サービスの利用・用途拡大が強く求められています。また、高齢者や障がい者の方が安心して日常生活が送れるよう既存の福祉サービスの提供体制の見直しや質の向上を図る必要があります。

④ その他の課題

過疎化と高齢化に対応する行政サービスの質の向上と、若者から高齢者までが集まり交流できる場所の確保が求められています。

第3章 前期計画の評価・検証

1 福祉教育

(1) 生涯学習、福祉教育の推進

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 青少年赤十字活動の実施	南富良野高校における青少年赤十字活動を実施します。	高校への働きかけはしませんでした。	C	南富良野町赤十字奉仕団活動を通じて、高校ボランティア活動との連携について検討する必要があります。
新規 継続 拡充 検討				
○				
2 体験の広場	学校と連携し福祉活動の担い手づくりを行います。	南富良野高校において装具を用いた高齢者体験の授業を実施しており、地元雇用にもつながっています。	B	高校生などが様々な体験を通して福祉活動への興味・関心を高めてもらえる取組の継続と工夫が必要です。
新規 継続 拡充 検討				
○				
3 障がいを理解する学習	障がいを正しく理解して、適切な支援方法や思いやりの気持ちを助長するために、学校や地域住民を対象に福祉学習を実施します。	学校において年間を通じた福祉学習が取り組まれており、社会福祉協議会の職員が講話などを行いました。	A	高齢者や障がい者に対する理解と福祉への関心を深めもらえる取組として継続する必要があります。
新規 継続 拡充 検討				
○				

(2) 人材の育成・地元雇用の創出

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 雇用、人材の確保	福祉・介護に関心のある方が介護施設等で働きながら介護福祉士養成施設に通い資格取得を目指す介護雇用プログラム事業を実施します。	行政、社会福祉協議会、大乘会の三者が、それぞれ人材確保のため努力しており、また、三者で「南富良野町における福祉サービスの在り方に関する基本方針」を確認しました。	B	三者が連携して担い手対策に取り組み、それぞれが役割を分担・発揮して福祉サービスを確保する必要があります。
新規 継続 拡充 検討				
○				

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
2 職員教育の充実	行政や社協職員等の接遇、専門性の向上を目指し研修会を実施したり、住民の声を反映する仕組みづくりを行います。	行政では、各種会議や研修会に出席しているほか、社会福祉協議会と大乗会では、職員を対象とした自主研修会を開催しています。	A	職員等の資質向上を図るため研修会などの開催を継続します。
新規	継続	拡充	検討	
	○			
3 NPO 立ち上げの支援	福祉との連携による雇用機会の拡大を目指し、起業家の支援に取り組めます。	既存の NPO 法人が生きがいデイサービス事業に参入しています。	B	相談体制やニーズ調査、助成金等の情報提供に取り組む必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				
4 ボランティアセンター事業の充実	ボランティアコーディネーターの育成を図ります。 研修会の充実や広報活動を積極的に取り組み活動世代の拡大を図ります。 災害ボランティアネットワークの構築とボランティアの育成を行います。	社会福祉協議会がボランティア通信の定期発行による広報啓発活動を行い、事業を通して関係団体とのネットワークづくりに取り組んでいます。	B	ボランティアコーディネーターの育成と赤十字奉仕団と連携して災害ボランティアの育成に取り組む必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

(3) 地域交流基盤の整備促進

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 保健福祉等専門職職域連絡会の開催	保健福祉課、社会福祉協議会、南富良野大乗会、診療所、消防等の職員が集まり、学習会及び研修会を開催し、情報交換、顔なじみの関係を構築します。	関係機関との横断的な学習会等の開催はできませんでした。	C	「南富良野町における福祉サービスの在り方に関する基本方針」に基づき、情報交換のための会議や職員交流の場を設ける必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
2 みなくる農園	地域開放スペースで、身近な日常生活の中に社会参加と活動の場を設け、高齢者の体験想起や役割を担う環境、地域住民相互の協働による支え合いや、安心して暮らせる地域づくりを目指します。町民に開かれた空間をつくり出すことで、多世代間のネットワークを構築し継続的な住民主導・住民参加の新しい地域づくりを目指します。	地域子育て支援センター「ぷっこクラブ」が「ぷっこ農園」を設置して野菜を栽培し、参加する親子の交流の場として活用していますが、高齢者など地域住民に開かれた農園の整備は行っていません。	C	多世代間交流の場づくりについて、見直しが必要です。
新規	継続	拡充	検討	
○				
3 小地域ネットワーク活動	小地域ネットワーク活動を通して、近所の見守り活動や声かけ運動、戸別訪問活動、交流事業等の活動を拡充します。	各町内会や自治連合会を核とした小地域ネットワークが見守りや声掛け、個別訪問、サロンなどの交流活動のほか、各組織による活動推進会議を開催しています。	A	ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加する中、地域の結びつきや助け合い精神を醸成し、「地域の福祉力」を高める工夫が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
4 南富地域通貨	恩の貸し借りを「もちつもたれつうちょう(仮)」という「通帳」形式のツールを活用し、住民同士の「相互扶助の精神」を育みます。	平成26年11月からボランティア活動によって取得したポイントを換金できる「介護支援ボランティア事業」がスタートしています。	B	ボランティアの育成では一定の成果があるものの、サービス利用者のニーズが少なく、事業の拡大には至っていないため、制度の見直しを検討する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				

2 福祉活動

(1) 住民活動の拠点づくり

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 「たまり場」づくり	保健福祉センターに、中高生が放課後やバスの待ち時間に立ち寄れる「たまり場」や休日に遊んだり宿題をすることができる「たまり場」、子育て親子が気軽に立ち寄って遊び交流を深めることができる「たまり場」を作ります。	保健福祉センターには、「ちびっこ広場」と「ちびっこシアター」を引き続き設置しており、子育て中の親子が気軽に立ち寄り交流する場を提供しています。また、図書室などが小中高生の放課後や休校日の「たまり場」として機能しており、放課後に職員を配置しています。	B	保健福祉センターは、公民館としての機能も有しており、教育委員会と連携して中高生が集まる機能の充実が必要です。また、より学校に近い公共施設の活用を検討する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				
2 ふれあい・いきいきサロン活動	小地域ネットワークを中心にサロンを開設し、子どもから高齢者まで住民が集える憩いの場所づくりを充実させていきます。	10箇所ですalonが設立され、異世代交流の場づくりを実施しています。	A	サロンの継続開催と参加者の拡充を図る必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

(2) 高齢者等の社会参加活動の支援

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 高齢者・障がい者マッチングエコ	高齢者や障がいのある人の社会的孤立を予防するために、活動の場若しくはその機会を整備することにより、社会参加の促進と共助関係の構築を目指します。	「ふれあいフェスタ」を大乗会と社会福祉協議会が共催し、高齢者と障がい者が交流する場となっていますが、社会参加の促進には至っていません。	B	年齢や障がいの有無に関わらず、活動や交流する機会の提供が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
○				

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
2 高齢者事業団	高齢者の能力や経験を活かし、臨時的、短期的な仕事をする事で、生きがいや社会参加の促進を行います。	高齢者や障がい者の就労確保のため、高齢者事業団や企業組合等と連携し、仕事の斡旋を依頼しました。	A	高齢者の生きがいや社会参加の促進のため、継続する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
	○			
3 ふれあい・いきいきサロン活動	参加者全員が役割を持つことで同じ立場として参加し、生きがいや社会参加意欲を高めていきます。	10箇所です沙龙が設立され、参加者の交流の場づくりを実施しています。	A	サロンの継続開催と参加者の拡充が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
4 ボランティア活動の推進	ボランティアの趣味や特技を活かした活動を行うことで、積極的にボランティア活動を行えるようにします。	各ボランティア団体の情報交換や交流を深めるため、魅力あるボランティアセンターづくりに取り組んでいます。	A	ボランティア参加者の更なる増加を図るため、特に中高生のボランティア育成に取り組めます。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
5 ふまねっと運動の推進	高齢者自身が地域活動や介護予防教室、老人クラブ等で行われるふまねっと運動に、サポーターとして携わることで、社会参加を推進します。	老人クラブやいきがいディサービス等において普及に取り組みました。	A	全身のバランスや認知機能を向上させることを重視した運動学習プログラムとして有用であり、普及活動に努める必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

(3) 社会福祉協議会と住民との連携・協働の強化

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 地区座談会、懇談会の開催	住民が抱えている問題や課題の共有とその解決に向けた検討をするため、町内会や各種サークル、当事者団体等と座談会、懇談会を開催します。	町内会、サークル等を中心に座談会を開催しました。	A	地域の課題を共有し、町づくりを進めていくため継続する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
	○			

(3) 社会福祉協議会と住民との連携・協働の強化

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
2 小地域ネットワーク活動	小地域ネットワークを基盤として、ひとり暮らしでも安心して生活できる隣近所のつながりを広げ、見守りや助け合いの活動を推進します。 より効果的な活動を展開するため、小地域ネットワーク活動推進会議を開催し、ネットワーク間の情報交換を行う場を作ります。	各自治連合会を核とした小地域ネットワークが見守り・声掛けや個別訪問、サロンなどの交流活動のほか、各組織による活動推進会議を開催しています。	A	ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加する中、地域の結びつきや助け合い精神を醸成し、「地域の福祉力」を更に高める工夫が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
	○			
3 地域支援調整会議の開催	ボランティアグループや町内会(小地域ネットワーク)等と情報・生活課題の共有、活動目標の確認、役割分担等を明確にし、住民活動の側面的な支援と協働を図ります。	町内各地域で小地域ネットワークを構築できましたが、地域支援調整会議の開催には至っていません。	C	ボランティアグループや小地域ネットワークなどとの情報交換や課題を共有する場を設ける必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				
4 広報活動の充実	サービスの情報を広報誌やホームページの他、座談会やサロン、老人クラブの例会等を活用しながら行います。	「社協つうしん」を毎月、「ボランティアつうしん」を毎月発行しているほか、社協のホームページを開設し情報発信しています。	B	社協ホームページについては、情報の定期的な更新に努めます。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

3 サービス提供

(1) 総合的な相談窓口の充実・強化

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 総合相談窓口の 充実・強化	総合相談窓口としての 明確化と住民一人ひと りの生活状況を正確に 把握するため、関係機 関とのネットワークを 強化し、一体的に事業 を展開することで、介 護保険サービスはもち ろんのこと、地域福祉 活動、在宅福祉サービ ス、日常の金銭管理、 成年後見制度、住宅に 関すること等、包括的 に対応しケアマネジメ ント機能を強化しま す。	町保健福祉課と社会福 祉協議会が保健福祉セ ンターに集約されてお り、総合相談窓口が明 確で、ワンストップ化 と一体的・包括的な相 談支援とサービス提供 が図られています。	A	福祉、保健、医療部 門の一層の連携強 化が求められてい ます。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
2 生活サポートセ ンターの強化	日常生活を営むことに 支障がある認知症高齢 者、知的障がい者、精 神障がい者等が住み慣 れた地域で安心して自 分らしく生活できるよ う権利侵害を許さない 頼りがいのある権利擁 護システムの充実を図 ります。	平成 18 年 6 月に生活 サポートセンターを設 置し、権利擁護に関す る多様な相談に対応し ています。	A	様々なニーズに対 応できるよう、職員 の資質向上と体制 の強化を図ること が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
3 医療福祉ケース データの構築	町民の生活圏である富 良野圏域において、情 報を一元化するシステ ムを構築し、ひとり暮 らしの高齢者や認知症 の方が、普段の生活の 様子が伝わり正しい情 報のなかで安心して受 診できたり、病気の早 期発見・予防、入退院 時等のスムーズな連 携、地域生活支援・介 護保険サービスへと繋 げていくことで、住民 の大きな関心ごとであ る医療との連携を強化 します。	システムの構築には至 っていませんが、町保 健師と地域包括支援セ ンター職員による個別 訪問等によって病気の 予防や早期発見、入退 院や地域生活支援・介 護保険サービス等の連 携が図られ、ひとり暮 らしの高齢者や認知症 の方の安心に寄与して います。	B	各関係機関相互の 連携を更に強化す る必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				

(2) 福祉サービス施策の推進

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 介護予防事業	・生きがいデイサービス一般高齢者及び二次予防高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ります。 ・認知症予防の頭の体操 認知症の予防を推進し、学びを通じた交流を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることを支援します。 ・口腔ケア教室 ・栄養対策教室 ・生活習慣病対策事業	・幾寅地区と金山地区にデイサービスセンターを設置し、社会福祉協議会が運営することで、閉じこもりの防止など介護予防拠点の充実が図られています。 ・「いきいき脳の健康教室」のほか、デイサービスでは「学習療法」に取り組んでいます。 ・老人クラブや千里大学等で健康教室を実施しています。 ・生活習慣病に関係する健診において、南ふみニドック及び町内の医療機関で個別健診を実施しています。	B	・社会福祉協議会が本来担うべき訪問介護などの在宅サービス事業を担い、一方、特別養護老人ホームに加えてデイサービスセンターや高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の施設系サービスを大乗会に一元化することにより、介護人材の確保と効率的な事業運営を図る必要があります。 ・各種予防事業への参加についての一層の働きかけが必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
2 福祉サービス利用対象者の拡充	在宅福祉サービスや福祉移送サービス等を拡充し、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援します。	総合相談窓口、ケアマネジャーの訪問のほか、広報紙などにより各種サービスの周知に努めており、サービスが必要な方への利用が拡充しています。	A	更なるサービスの充実に向けた検討が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
3 福祉移送サービスの拡充	買物難民の解消のため、商店のない地域における高齢者の食糧及び生活必需品の購入のため移送サービスを提供します。	要望は多いものの、車両と運転手の確保が不足しているため、事業の拡大には至っていません。	B	民間企業による移動販売が充実している一方、地域としてよりきめ細やかなサービスの充実が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
4 ふまねっと運動の推進	高齢者が事業の「担い手」として活動できる機会づくりと歩行機能の改善や認知機能低下の抑制を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることを支援します。	ふまねっとサポーター「南プ」の集いを開催し、技術向上に努めています。	B	養成講習会を継続的に開催してサポーターの増員を図り、ふまねっと運動の一層の普及に努める必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
5 生きがい支援事業	・寄り道クラブ 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供します。 ・おでかけクラブ 小グループ単位で買い物等のお出かけ支援を実施します。	生きがいデイサービスの帰宅時に買物等の支援を実施しています。	B	より柔軟なサービスの提供に努める必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
			○	

(3) 子育て施策の推進

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 子ども園の創設	保護者の就労に関わらず、全ての家庭を対象に教育・保育を一体的に受けることができ、子育て不安に対応した相談活動や集いの場を提供します。	従来から保育所において一定の幼児教育を行っていること、また、教育利用のニーズが低いため「認定こども園」への移行を見送り、町内2箇所の保育所において保育事業を実施しています。	A	今後「認定こども園」へのニーズの高まりに応じて移管を検討する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				
2 妊娠・出産の助成	・妊婦健診公費負担 ・マスク無償配布 ・すこやか出産支援金助成 ・インフルエンザワクチン公費助成 ・特定不妊治療費助成	出生数は毎年20人前後で推移しており、各種助成により、出産・子育て世代の負担軽減に大きく貢献している。	A	安心して出産し、子育てができるまちづくりのため、継続した取り組みが必要です。
新規	継続	拡充	検討	
○				

事業名					事業概要	事業実績	評価	課題
3 医療費の助成					・乳幼児等医療費助成 ・インフルエンザワクチン公費助成 ・ヒブワクチン公費助成 ・小児用肺炎球菌ワクチン公費助成 ・おたふくかぜワクチン公費助成 ・水痘ワクチン公費助成 ・子宮頸がんワクチン公費助成	各種助成により、子育て世代の負担軽減に大きく貢献しています。	A	継続した取り組みが必要です。
新規	継続	拡充	検討					
	○							
4 放課後こども教室					保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生低学年を対象としています。対象児童を小学生全学年とし、授業終了後に適切な遊び等生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	放課後子どもクラブとして運営していた金山地区「フレンド」を平成25年度から、また、幾寅地区の「ジャングルクラブ」を平成27年度から教育委員会が所管する放課後子ども教室に移管し、教育活動支援員等を配置して運営しています。	A	金山小学校と下金山小学校が閉校し、下金山地区に南富良野西小学校が開校するにあたり、金山地区放課後子ども教室を下金山地区に移設し、引き続き子育て世帯への支援と児童への適切な遊び、安心安全な生活の場を提供する必要があります。
新規	継続	拡充	検討					
○								

4 安全・安心環境

(1) 継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 地域包括ケアシステムの確立	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会と地域包括支援センターが核となって、地域の福祉、介護、医療等様々なサービスが継続的に提供できる町づくりに取り組みます。また、公的サービスと合わせて、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制強化を推進し、地域包括ケア体制の確立を目指します。	「地域包括ケアシステム」の実現については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定行程などにおいて、国が目標とする平成37年までに向けて検討を始めています。	B	行政と地域包括支援センター（社協）のほか、地域やボランティアと協働したシステムの構築を目指します。
新規	継続	拡充	検討	
		○		
2 生活サポートセンターの強化	・町民後見人養成プログラム 財産管理だけではなく、生活を支える細やかな後見のあり方が求められており、被後見人に最も近い生活者の目線で後見業務を担う町民後見人の養成について、養成講座を実施する大学と連携して開催します。また、後見人を支える仕組みとして、生活サポートセンターが地域に密着した権利擁護拠点となるよう再構築します。 ・福祉ファンド 成年後見制度を補完し、対応できない部分を補うため、新しい支え合いの仕組みとして福祉ファンドの検討、実施を目指します。	・平成23年度に成年後見人養成講座を開催し、以後、市民後見人フォローアップ研修講座を継続的に開催しました。 ・生活サポートセンターは、権利擁護に関する総合相談窓口として多様な相談に対し、きめ細やかに対応しています。 ・福祉ファンドの創設には至っていません。	A	増加と多様化が見込まれるニーズに対応できる職員体制の強化が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
		○		

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
3 緊急通報システムの設置	NTTの電話回線を利用して、緊急時に家族、隣近所、民生委員等と連絡を取ることができる体制づくりを推進します。	システムの導入に向けて平成26年度から実証試験を行っており、また、民生委員による意向調査を踏まえて、早期の導入に向けた準備を進めています。	B	システムを早期に導入し、メール通報機能などを活用した家族の結び付きを強める運用の工夫が必要です。
新規	継続	拡充	検討	
○				
4 地域包括支援センター機能の強化	介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組みます。	行政や生活サポートセンターと連携しながら福祉サービスと権利擁護事業、相談から包括ケアまで一元的に対応しています。	A	関係機関との連携を強化しながら取り組みを継続する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
	○			

(2) 障がい者の就労、就業環境の整備

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 ぷらっと会社	障がい者の就労支援と生きがい活動支援としてぷらっと会社を運営し、仕事の提供を行っています。	認知症高齢者や知的障害者の居場所づくりとなる「ぷらっと会社」において就労訓練を行っているほか、町内外の就労支援事業所と連携し、知的障害者に就労訓練の場を提供しています。	A	利用ニーズに対して就労訓練メニューが不足しており、受入体制の強化を図る必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
	○			

(3) 安全・安心な住環境の整備

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 除雪サービスの 充実	除雪サービスの在り方や大雪時の除雪体制の確保、滑りやすい場所への対応について整備を行います。	民生委員や地域包括支援センターが利用希望者を把握し、適切に対応しています。また、幾寅地区については、除雪サービスでは対応できないきめ細やかな除雪業務についても、高齢者事業団による有料サービスを行っています。	B	多様なニーズがあり、幾寅以外の地区においても有料サービスの実施を検討する必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
	○			
2 生活支援住宅の 充実	東部・西部生活圏ごとに生活支援住宅の整備を図ります。東部につきましては、高齢者生活福祉センターくるみ園の支援体制の充実を図ります。また、西部につきましては、特別養護老人ホームふくしあをバックアップ施設に金山地区での建設を検討いたします。	西部生活圏においても平成 27 年度に金山地区高齢者生活福祉センター和楽園を開設し、支援体制の充実を図りましたが、社会福祉法人への指定管理には至っておらず、特別養護老人ホームふくしあと連携した運営体制にはなっていません。	A	社会福祉協議会が指定管理するくるみ園と町が直営する和楽園について、施設系サービスとして効率的かつ一体的に運営できるよう大乗会への指定管理化に向けて協議を進める必要があります。
新規	継続	拡充	検討	
○				
3 ゴミ分別収集の 推進	小地域ネットワークごとにゴミの分別についての学習会や助け合いの活動を実施します。	行政による広報周知は行っているものの、小地域ネットワークとしての取り組みはできませんでした。	C	小地域ネットワークの活性化につながる取り組みが必要です。
新規	継続	拡充	検討	
○				

(4) 防犯・防災体制の整備

事業名	事業概要	事業実績	評価	課題
1 防 災 意 識 の 向 上・防災訓練の実 施	災害時の避難行動や避難所、避難経路、非常時持ち出し品の確認や炊き出し等の防災訓練を実施することで、住民の防災意識の向上を図ります。	赤十字奉仕団による自主研修の実施、行政による地区別防災訓練を実施しています。	C	行政が主催する防災訓練と赤十字奉仕団活動との連携が必要です。
新規 継続 拡充 検討 ○				
2 災害時要援護者 への支援	災害時要援護者名簿を作成し、関係機関で共有することで、災害時における支援体制を作ります。 また、災害発生時には、社会福祉協議会及びデイサービスのリフト付き車両等を活用しながら、優先的に災害時要援護者を福祉避難所へ輸送します。	災害時要援護者名簿を作成し、町総務課が地理情報システムを活用した要支援者マップの作成作業を進めています。	B	要支援者マップシステムを関係機関で共有し、避難計画の策定が必要です。
新規 継続 拡充 検討 ○				
3 避難所及び福祉 避難所の整備・追 加	避難所設備の充実を図るとともに、災害時要援護者の安全性が確保できる福祉避難所を追加します。	保健福祉センター、金山地区福祉交流センター、各公民館分館に防災資器材庫が設置され、資材が整備されています。	A	学校の統廃合に応じた避難所の見直しと、西部地区の福祉避難所の新たな指定、避難訓練を実施し、有事に備えることが必要です。
新規 継続 拡充 検討 ○				
4 災害ボランティア センターの設 置・運営	災害時に災害ボランティアセンターを早急に設置できるよう、ボランティアコーディネーターの育成及びボランティアセンターの体制を整備します。	ボランティアコーディネーターの育成とボランティアセンターの体制を整備には至っていません。	C	社会福祉協議会と赤十字奉仕団、民生委員協議会が連携した体制整備が必要です。
新規 継続 拡充 検討 ○				

第4章 基本理念と目標

1 基本理念

南富良野町は、明治期の開拓を契機に農業、林業、鉱業などを基幹産業として発展を遂げ、昭和 42 年の町制移行と金山ダムの完成以降には、北海道を代表する雄大な自然環境を活かした自然体験型観光の舞台として、都市住民などとの交流拡大の場となる取り組みが行われています。

しかし、過疎化と少子高齢化が急速に進んでいることなどから、住民の豊かな生活を維持・発展させ、力強い地域社会を築いていくには、農業、林業など産業の振興やまちの魅力づくりとともに、住民相互が支え合う福祉のまちづくりを進めることが必要になっています。

このような地域社会の変化やまちの特色を踏まえ、南富良野町では、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざして、保健、医療、福祉の各サービスを一体的、総合的に提供できる体制づくりに努めてきました。

第2期の計画において推進した施策を評価検討するとともに、この数年で変化した地域事情や制度に応じた対応をすべく、今回の計画において改めて検討しました。

本計画では、これまでの取り組みを基礎として見直し、今後更に進む高齢化や人口減少などに、様々な変化に迅速に対応するとともに、地域福祉に関わる生活課題を踏まえ、地域が一丸となって多様な福祉施策の取り組みを推進し、住民誰もが安心して、いきいきと暮らし続けられる地域を築いていくために、次の理念による福祉施策の推進を図ります。

誰もが安心なまちづくり

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して
いきいきと誇りを持って暮らし続けることのできるまちづくり

2 計画の目標

基本理念を実現するために、本計画では次の3つの目標を掲げ、計画推進に積極的に取り組みます。

(1) 利用者の視点に立った、多様で良質な福祉サービスの展開

住民一人ひとりがいきいきと誇りを持って暮らし続けることのできる南富良野町を目指します。福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを利用する人やサービスを必要としている人の視点から、保健・医療・福祉サービスなどを総合的かつ継続的に提供できるサービス基盤の確立を実現していきます。

また、地域の人々のニーズや課題を的確に把握する仕組みをつくり、いつでも、どのようなことでも相談することができる総合的な相談体制の構築や情報発信など、住民が適切なサービスを自らの視点で自由に選択できる、安心のまちづくりを進めます。

(2) 地域住民と共に地域福祉推進に向けた協働体制づくり

住民一人ひとりが主役となって、お互いに助け合うまちづくりを進めます。これまで、社会福祉協議会が呼びかけ、町内会などが中心となって小地域ネットワーク活動による見守り訪問活動やふれあい会食会などが展開され、地域の支え合いや助け合いの活動が進められてきました。また、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進やポイント制の介護支援ボランティア事業、学校との連携による福祉教育の推進など様々な活動が行われてきました。

これまでの取り組みをより一層活発に進めるとともに、社会福祉法人との連携強化やNPO組織の育成などの取り組みを進めます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、過疎化や少子高齢化が進む南富良野町において、地域と共に福祉施策を進めるための検討を進めます。

(3) 南富良野町らしい福祉活動の取り組み

南富良野町は、平成25年3月に策定された第5次総合計画において、「共に創る笑顔で生き活きみなみふらの一太陽と森と湖のまち」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。

今回の地域福祉計画・地域福祉実践計画は、第2期の計画の検証を基に、まちづくりの将来像を福祉の視点から実現するための方針を示すものであり、地域住民、福祉団体、事業者及び行政が一体となって地域活動に取り組み、小さなまちだからこそできる、南富良野町らしい安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

計画の概念

基本理念

誰もが安心なまちづくり



計画目標

利用者の視点に立った、多様で良質な福祉サービスの展開

地域住民と共に地域福祉推進に向けた協働体制づくり

南富良野町らしい福祉活動の取り組み



施策体系

福祉教育

- ・地域交流基盤の整備
- ・人材の育成、地元雇用の創出
- ・福祉教育の推進

福祉活動

- ・社会福祉協議会と住民との連携、協働の強化
- ・高齢者等の社会参加活動の支援
- ・住民活動の拠点づくり

サービス提供

- ・子育て施策の推進
- ・福祉サービス施策の推進
- ・総合的な相談窓口の充実

安全・安心環境

- ・防犯、防災体制の整備
- ・安全、安心な住環境の整備
- ・生活困窮者自立支援の推進
- ・障がい者の就労、就業環境の整備
- ・継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

第5章 サービス目標

1 福祉教育

(1) 福祉教育の推進

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
ボランティア体験 地域福祉実践計画	継続					学校と連携し、収集ボランティアなどを通じた福祉活動の担い手づくりを行います。
障がい理解学習 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					障がいを正しく理解して、適切な支援方法や思いやりの気持ちを醸成するために、学校や地域住民を対象に福祉学習を実施します。

(2) 人材の育成・地元雇用の創出

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
雇用、人材の確保 地域福祉計画	新規					新たな介護人材を養成するため、町民を対象とした介護職員初任者研修等を開催します。
職員教育の充実 地域福祉実践計画	継続					社協職員等の接遇、専門性の向上を図るための研修会を実施します。
NPO 立ち上げの支援 地域福祉計画	継続					福祉による雇用機会の拡大を目指し、起業を支援します。
ボランティアセンター事業の充実 地域福祉実践計画	継続					ボランティアコーディネーターの育成を図ります。 研修会への職員派遣や広報活動の充実を図ります。 災害ボランティアネットワークの構築とボランティアの育成を行います。

(3) 地域交流基盤の整備

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
福祉関係機関会議の開催 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					行政、社会福祉協議会、大乘会が連携し、福祉担い手対策など地域福祉の向上に向けた協議を進めます。
小地域ネットワーク活動 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					小地域ネットワーク活動を通じた見守り活動や声掛け運動、交流事業等の活動を行います。
介護支援ボランティア事業 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					ボランティア活動によって取得したポイントを換金できる「介護ボランティア事業」の利用を促進し、住民相互の助け合いと交流の拡大を図ります。

2 福祉活動

(1) 住民活動の拠点づくり

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
「たまり場」づくり 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					保健福祉センターのロビーや図書室などの環境改善に努め、中高生が放課後に立ち寄り、休日に遊んだり宿題をすることができる「たまり場」、子育て親子が気軽に立ち寄って遊びや交流を深めることができる「たまり場」を提供します。
小地域ネットワーク活動 地域福祉実践計画	継続					町内会等の小地域において、見守り、訪問・相談活動、生活支援などの多様な活動が行えるよう支援します
ふれあい・いきいきサロン活動 地域福祉実践計画	継続					各地区にサロンを開設し、子どもから高齢者まで住民が集える憩いの場所づくりを充実させていきます。

(2) 高齢者等の社会参加活動の支援

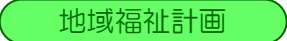
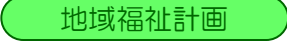
実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
高齢者事業団 地域福祉計画	継続					高齢者の能力や経験を活かし、臨時的、短期的な仕事をする事で、生きがいや社会参加の促進を行います。
ふれあい・いきいきサロン活動 地域福祉実践計画	継続					参加する高齢者が役割を持つことで生きがいや社会参加の意欲を高めていけるよう支援します。
ボランティア活動の推進 地域福祉実践計画	継続					高齢者が趣味や特技を活かし、積極的にボランティア活動を行えるように支援します。
ふまねっと運動の推進 地域福祉実践計画	継続					高齢者自身が地域活動や介護予防教室、老人クラブ等で行われる「ふまねっと運動」を推進するため、各地区にサポーターを養成します。

(3) 社会福祉協議会と住民との連携・協働の強化

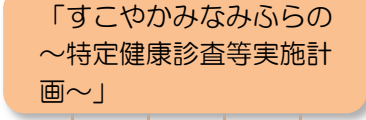
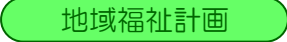
実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
地区座談会の開催 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					小地域ネットワークを活用して地域課題の共有とその解決に向けた検討をするため、町内会や各種サークル、当事者団体等との地区座談会を年1回開催します。
小地域ネットワーク活動推進会議の開催 地域福祉実践計画	継続					小地域ネットワークのより効果的な活動を展開するため、学習や情報交換、意見交換の場となる小地域ネットワーク活動推進会議を年1回開催します。
広報活動の充実 地域福祉実践計画	継続					サービスの情報を広報誌やホームページの他、座談会やサロン、老人クラブの例会等を活用して行います。

3 サービス提供

(1) 総合的な相談窓口の充実

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
総合相談窓口の充実  	継続					住民の生活状況を把握するため、関係機関との情報ネットワークを強化し、関係機関との連携により介護保険サービスをはじめ、地域福祉活動、在宅福祉サービス、権利擁護、成年後見制度、生活困窮者自立支援制度など、包括的に対応する体制を強化します。
生活サポートセンターの強化  	継続					日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、権利侵害を許さない頼りがいのある権利擁護システムの充実を図ります。

(2) 福祉サービス施策の推進

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
介護予防・日常生活支援総合事業  	継続		拡充			高齢者を対象とした各予防事業と支援事業に取り組みます。 ・ふまねっと運動 ・いきいき脳の健康教室 ・口腔ケア教室 ・健康教育、栄養指導など 要支援者を対象とした総合事業に取り組みます（介護保険予防給付からの移行）。
健康増進事業・生活習慣病対策事業 						健康教育や健康相談、南ふミニドック、個別健診など、一般住民を対象とした健康増進事業と生活習慣病対策事業に取り組みます。
福祉サービス利用対象者の拡充 	継続					在宅福祉サービスや福祉移送サービス等の対象者を早期に発見し、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援します。

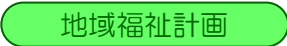
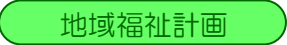
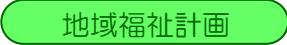
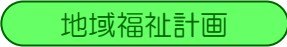
実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
生きがい支援事業 地域福祉実践計画	継続					・寄り道クラブ 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供します。 ・おでかけクラブ 小グループ単位で買い物等のお出かけを実施します。

（３）子育て施策の推進

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
妊娠・出産の助成 地域福祉計画	「子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度） 「すこやかみなみふらの～特定健康診査等実施計画～」					・妊婦健診費用の公費助成 ・マスク無償配布 ・すこやか出産支援金助成 ・インフルエンザワクチン公費助成 ・特定不妊治療費の一部助成
医療費及び予防接種費用の助成 地域福祉計画	「子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度） 「すこやかみなみふらの～特定健康診査等実施計画～」					・すこやか子ども医療費助成 ・インフルエンザワクチン公費助成 ・ヒブワクチン公費助成 ・小児用肺炎球菌ワクチン公費助成 ・おたふくかぜワクチン公費助成 ・水痘ワクチン公費助成 ・子宮頸がんワクチン公費助成
保育所・子育て支援センター 地域福祉計画	「子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度）					平成 26 年度に金山保育所の移転改築を終えており、老朽化した幾寅保育所と子育て支援センターについても移転改築を行い、安心・安全な保育サービスを提供します。
放課後こども教室 地域福祉計画	「子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度）					保護者の就労状況に関わらず、小中学校の授業終了後に子どもの安全・安心な居場所を提供し、その健全な育成を図ります。

4 安全・安心環境

(1) 継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
地域包括ケアシステムの構築  	検討					地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会と地域包括支援センターが核となり、地域の福祉、介護、医療など様々な公的サービスの提供と、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制を構築します。
地域包括支援センター機能の強化  	継続					介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組みます。
生活サポートセンターの強化  	継続					・権利擁護 財産管理だけではなく、生活を支える細やかな後見のあり方が求められており、権利擁護の拠点として取り組みを進めます。 ・市民後見人研修会 被後見人に最も近い生活者の目線で後見業務を担う市民後見人の活動を支援するため、定期的な研修会を開催します。
高齢者見守りシステムの導入 	新規					電話回線とオペレーターを介して家族や知人、行政、地域包括支援センター、民生委員などに安否情報や緊急通報、救急搬送要請が行えるシステムを導入します。

(2) 障がい者の就労、就業環境の整備

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
障がい者就労支援 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					富良野地域自立支援協議会と連携して、障がい者の自立を目指し、個々の状態に応じた就労訓練の機会を提供します。
ぷらっと会社 地域福祉実践計画	継続					障がい者の就労支援と生きがい活動支援としてぷらっと会社を運営し、仕事の提供を行っていきます。

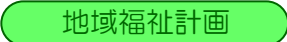
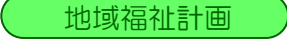
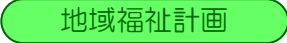
(3) 生活困窮者自立支援の推進

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
生活困窮者の早期発見 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					行政と社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携を密にし、支援が必要な方を早期に発見できるよう努めます。
自立相談支援機関との連携 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					生活困窮者を発見した場合は、速やかに自立相談支援機関（かみかわHOTかないセンター）に報告し、必要な支援が受けられるよう連携して取り組みます。

(4) 安全・安心な住環境の整備

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
除雪サービスの充実 地域福祉計画 地域福祉実践計画	継続					無償の除雪サービスを継続する一方、よりきめ細かなニーズに対応できる有料サービスの拡充を検討します。
高齢者生活福祉センターの充実 地域福祉計画	検討	拡充				高齢者生活福祉センター「くるみ園」と「和楽園」の運営体制の見直しに向けて、社会福祉法人と協議を進めます。

(5) 防犯・防災体制の整備

実施計画（事業）	年次計画					事業概要
	28	29	30	31	32	
防災意識の向上・防災訓練の実施  	検討	新規				災害時の避難行動や避難所、避難経路、非常時持ち出し品の確認や炊き出し、要援護者への支援など、防災訓練の実施を通して住民の防災意識の向上を図ります。
避難行動要支援者への支援  	継続	拡充				避難行動要支援者名簿を活用し、社会福祉協議会及びデイサービスのリフト付き車両等を使用して要支援者を優先的に福祉避難所へ輸送します。また、地理情報システム（GIS）に要援護者情報を付加するなどして機能の充実を図ります。
避難所及び福祉避難所の充実 	継続					町の防災計画に基づき、避難所（各小中学校・各公民館分館）及び福祉避難所（保健福祉センター・和楽園）における備蓄資器材の充実を図り、避難行動要支援者の安全性を確保します。
災害ボランティアセンターの設置・運営 	検討	新規				災害時に災害ボランティアセンターを早急に設置できるよう、ボランティアコーディネーターの育成及びボランティアセンターの体制を整備します。

第6章 計画の推進に向けた取り組み方針

1 協働による地域福祉の推進

本計画に掲げた施策の実現には、住民をはじめ、地域福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア、NPOなどそれぞれの役割を適切に分担し、連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、今後本計画の着実な推進を図るには、関係機関がいかに示す取り組みを実現していくことが期待されます。

住民、事業主・ボランティア、NPOと行政による協働

福祉サービス利用者の視点に則してきめ細かく提供していくには、行政や社会福祉協議会にのみ頼るのではなく、住民、事業者、ボランティア、NPOなどが、相互に協力してサービスの提供に取り組む必要があり、期待される主な取り組みをあげると以下ようになります。

(1) 住民の役割

各種の講演や福祉活動、ボランティア活動などへ参加するなどにより、福祉に対する意識啓発に努め、ひとり暮らし高齢者などへの声かけや見守り活動などに積極的に取り組むことが期待されます。

一人ひとりが自分にできることを自ら考え、まず行動に移すことが大切です。

(2) 事業者の役割

社会福祉に取り組む事業者は、国や道の福祉施策の方針等を踏まえ、南富良野町の特徴、特色にあわせた、質の高いサービスを継続的に提供していくことが期待されます。また、住民への福祉サービスに対する情報提供や相談などに積極的に取り組むことが期待されます。

一般の事業者は、地域の一員として福祉活動への参加や障がい者の雇用機会の拡大への協力など、社会への貢献活動に積極的に取り組むことが望まれます。

(3) ボランティア、NPOの役割

子育て支援、高齢者支援など専門性の高い分野では、その活動をより活発化するとともに、住民のボランティア受け入れにとどまらず、活動内容の住民各層への広報や行政への施策提言を行うことも期待されます。

さらに、他地域の同様な活動を行う組織との情報交換や人的な交流などの連携を深め、新たなサービス提供を検討することを望みます。

(4) 社会福祉協議会の役割

南富良野町社会福祉協議会は、住民の福祉ニーズを発掘、発見するとともに、地域に根ざした在宅福祉サービスの適切な提供を担う機関として、大きく貢献しています。

また、今後さらに福祉団体や住民、ボランティア組織の活動と連携を図り、効果的な事業推進を行うことが期待されます。

(5) 行政の役割

行政は、地域福祉計画の理念や目標、施策方針を住民にわかりやすく示し、計画の着実な進捗管理を行う必要があります。

さらに、計画に盛り込まれた福祉施策を確実に推進することが期待されます。

2 行政と社会福祉協議会との連携

本計画の推進には、南富良野町と社会福祉協議会の密接かつ強力な連携が不可欠です。

社会福祉法上で社会福祉協議会は、当該市町村において、地域福祉の推進を担う中心機関として位置付けられており、地域の住民と身近に触れ合いながら、「地域福祉実践計画」を通して、地域福祉の推進に向けて寄与することが期待されています。

このため、行政と社会福祉協議会の密接な連携のもと、地域福祉計画と地域福祉実践計画に基づいて、各種施策の推進に積極的に取り組む必要があります。

3 計画の検証と見直し

本計画は、5年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化、福祉関連施策に関する国の方針変更等に柔軟に対応しながら、地域の実情を踏まえた現実的な取り組みが欠かせません。

このため、継続的に計画内容の検証・見直しを行い、計画を実行するため、地区座談会の開催など、住民の意見や生活実態を適切に反映することが重要です。

富良野圏域における福祉関連サービス一覧

分 類	サービス内容	地域	事業所・行政機関など
障害者福祉関連	在宅介護	南富良野	南富良野社会福祉協議会
		南富良野	在宅支援センターぽぴー（からまつ園）
		富良野市	富良野市社会福祉協議会
		富良野市	ハッピー富良野ヘルパーステーション
		富良野市	介護・福祉ショップぽぴー
		中富良野町	中富良野町社会福祉協議会
	重度訪問介護	上富良野町	上富良野町社会福祉協議会
		南富良野	南富良野社会福祉協議会
		南富良野	在宅支援センターぽぴー（からまつ園）
		富良野市	富良野市社会福祉協議会
		富良野市	ハッピー富良野ヘルパーステーション
		富良野市	介護・福祉ショップぽぴー
	行動援護	中富良野町	中富良野町社会福祉協議会
		上富良野町	上富良野町社会福祉協議会
	児童デイサービス	南富良野	在宅支援センターぽぴー（からまつ園）
		富良野市	ハッピー富良野ヘルパーステーション
	短期入所	富良野市	富良野市こども通園センター
		上富良野町	児童デイサービス
	生活介護	南富良野	南富良野からまつ園
		南富良野	南富良野こざくら園
	施設入所支援	富良野市	北の峰学園
		富良野市	北の峰学園
	共同生活介護	富良野市	デイサービスセンター芽ぐみ野
		富良野市	サポートステーション栄町
	共同生活援助	富良野市	北の峰学園
		南富良野	なんぶ～香房（びあ）
	就労移行支援	富良野市	ライフサポート彩
		富良野市	さくら荘
老人福祉関連	就労継続支援B型	富良野市	サポートステーション栄町
		南富良野	なんぶ～香房（びあ）
	障がい者支援施設	富良野市	さくら荘
		南富良野	なんぶ～香房（びあ）
		富良野市	さくら荘
		富良野市	サポートステーション栄町
		富良野市	ラベンダーの郷
		上富良野町	なないろニカラ
	老人福祉施設	南富良野	なんぶ～香房
		富良野市	北の峰学園
		富良野市	デイサービスセンター芽ぐみ野
		富良野市	サポートステーション栄町
		富良野市	ラベンダーの郷
		上富良野町	なないろニカラ
		南富良野	南富良野からまつ園
		南富良野	南富良野こざくら園
		南富良野	特別養護老人ホーム一味園
		南富良野	特別養護老人ホームふくしあ
		富良野市	特別養護老人ホーム北の峰ハイツ
		富良野市	養護老人ホーム寿光園
		富良野市	住宅型有料老人ホーム すまいるふらの
		富良野市	住宅型有料老人ホーム クレヨンハウス
	老人保健施設	富良野市	有料老人ホーム グループハウス楓
		富良野市	サービス付き高齢者向け住宅すえひろ
		富良野市	サービス付き高齢者向け住宅さらさ富良野
		中富良野町	特別養護老人ホームこぶし苑
		中富良野町	住宅型有料老人ホームたんぽぽ
		上富良野町	特別養護老人ホームラベンダーハイツ
	小規模多機能型 居宅介護施設	上富良野町	軽費老人ホーム ケアハウスかみふらのハイムいしずえ
		上富良野町	住宅型有料老人ホームやまびこ
		富良野市	老人保健施設ふらの
		上富良野町	介護療養型老人保健施設 上富良野
	予防グループ ホーム （グループホーム）	富良野市	グリーンケア灯
		富良野市	すまいるふらの
		上富良野町	ふくしん
		占冠村	占冠村とま～る
		富良野市	ニチイのほほえみ富良野
		富良野市	グループホームふれあい・ふらの
		富良野市	グループホーム北の峰
		富良野市	グループホームすまいるふらの
	生活支援ハウス	富良野市	グループホームほがらか
		富良野市	ニチイ ケアセンターしののめ
		富良野市	グループホームあんしん・ふらの
		中富良野町	グループホーム康陽
	療養型医療施設	上富良野町	グループホームほーぶ
		南富良野	高齢者生活福祉センター くるみ園
		南富良野	金山地区高齢者生活福祉センター 和楽園
		富良野市	社会事業協会富良野病院
		富良野市	ふらの西病院

南富良野町及び社会福祉協議会の福祉関連サービス一覧

分 類		部署・事業名	サービス内容
南富良野町	保健福祉課	社会福祉係	人権擁護、障害福祉、児童福祉、特別児童手当、福祉施設、福祉行事などに関すること
		介護医療係	介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費の助成、診療所などに関すること
		保健指導係	各種健診（検診）、母子保健、健康相談、訪問指導などの健康づくりに関すること
	こどもやか	こども育成係	母（父）子福祉、児童福祉、児童手当、保育所などに関すること
		保育所	幾寅保育所、金山保育所に関すること
		子育て支援センター	子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援に関すること
	関係団体	民生委員児童委員協議会	地域の身近な相談相手として委嘱された委員の連絡及び調整などを行います
		高齢者事業団	高齢者の能力や経験を生かし、臨時的、短期的な仕事をする事で、生きがいや社会参加を目的に行います
		日本赤十字社南富良野分区	赤十字の博愛精神に基づき、すべての人々の幸せを願い、明るくすまよい社会を築き上げていくため、身近な奉仕活動などを行います
	医 療 機 関		町立幾寅診療所、町立金山診療所、町立落合診療所、町立歯科診療所、けん三のこば館クリニック
南富良野町	在宅福祉サービス	生きがいデイサービス	一般高齢者及び特定高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消と、自立生活の助長及び介護予防を図ります
		生活管理指導員派遣	65歳以上で要支援、要介護認定を受けていない方にヘルパーを派遣し、家事及び相談などを行います
		配食サービス	食事を作ることが困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います
		外出支援サービス	利用者の自宅と医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所などとの間を送迎します
		軽度生活援助	運転代行、買物、通院。散歩助、軽微な修繕を行います
		寝具洗濯乾燥消毒サービス	日常使用している敷布団、掛布団及び毛布（丹前）の洗浄を行います
		除雪サービス	積雪のため行動までの歩行が困難な場合に随時除雪を行います
		介護保険事業	ホームヘルプサービス、デイサービス、ケアマネジメントを行います
		障がい者福祉サービス	身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な相談支援と指定居宅介護サービスを提供します
		福祉移送サービス	高齢者や障がい者などの異動手段を確保するため、送迎用車両により、利用者の自宅と医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所などとの間を送迎します
	地域福祉事業	地域包括支援センター	地域の高齢者に対して、包括的・継続的なケアマネジメント業務を行います
		小地域ネットワーク活動	町内会などの小地域を基盤として、住民の参加・協力による「たすけあいチーム」を組織し、ひとり暮らしでも安心して生活できる環境づくりを目指します
		ボランティアセンター	ボランティアの発掘・登録、ニーズの発掘と活動の拡大・充実
		ふれあいいきいきサロン	地域住民が楽しみながら気軽に集えるサロン活動が展開できるよう各町内会などと連携してサロン活動の推進を図ります
		生きがい支援事業	生きがいデイサービスの帰宅時に買物などの機会や小グループ単位で買物などのためのお出掛け支援を行います
		生活サポートセンター	日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して自分らしく生活できるよう権利擁護を行います
		福祉資金貸付	低所得者や失業者などの生活再建に向けたセーフティネットとして、継続的な相談支援と併せて生活費や一時的な資金の貸付を行います
		ノーマライゼーション普及啓発	福祉スポーツ大会、社会福祉大会、ふれあい合同園祭を開催します
	社協関係団体	老人クラブ連合会	単位老人クラブ相互の連絡協調及び発展を図り、老人の福祉向上を図ることを目的とします
		母子会	会員相互が励まし合い、希望ある人生を目指し、共に女性としての自覚を高揚し、楽しい生活と子弟の教育に邁進し、母子福祉の向上を図ります
		身体障害者福祉協会	身体障害者福祉法の精神に基づき、適切な事業を行い、常に障害者相互の連絡を密にし、相共に福祉の増進を図ります
		赤十字奉仕団	赤十字の博愛精神に基づき、すべての人々の幸せを願い、明るくすまよい社会を築き上げていくため、身近な奉仕活動などを行います
		戦没者遺族会	戦没者遺族の友愛及び相互扶助を目的とします

計画策定委員会

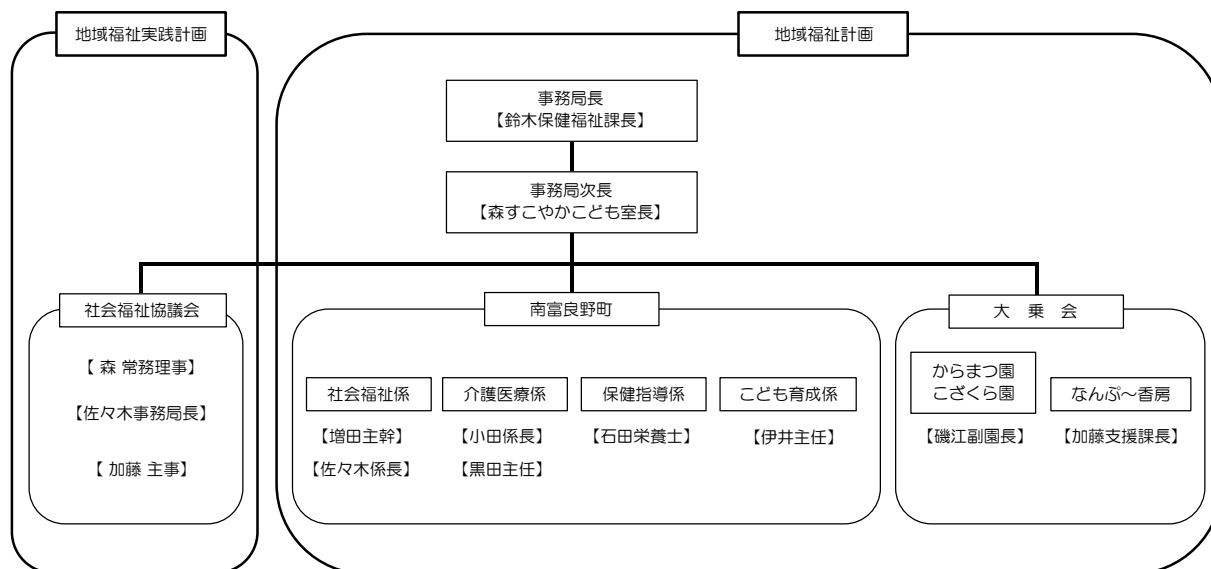
1 南富良野町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分		所 属 団 体 名	氏 名	備 考
福 祉		民生委員児童委員協議会長	川 井 稔	
//		南富良野大乘会常務理事	大 野 制	
医 療		町 立 診 療 所 長	中 村 義 博	
保 健		町 管 理 栄 養 士	石 田 晃 造	
各 団 体 等	教 育	南富良野小学校PTA会長	中 島 正 貴	
	女 性	婦人団体連絡協議会長	後 藤 治 子	
	高齢者	老人クラブ連合会長	加 藤 哲 夫	
町長が認める者		北 落 合 連 合 会	久保田 智 彦	
//		落合連合町内会長	目 黒 義 重	
//		下金山自治連合会長	河 野 高 好	
計		10 名		

2 策定委員会の検討協議経過

区 分	期 日	内 容
第1回	平成28年3月 7日（月）	委嘱状交付 / 委員長・副委員長選出 / 現行計画の評価検証
第2回	平成28年3月18日（金）	課題と方策 / 計画の基本理念と目標 / サービス目標 / 取組方針 / 計画書（素案）

3 計画策定事務局体制



4 南富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者や障がいのある方、子どもも含めた全ての町民が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと誇りをもって生活をおくることができることを目的に、南富良野町地域福祉計画（以下「計画」という。）を町及び町民並びに保健・医療・福祉・教育等関係者の参画のもとに策定するため、南富良野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案の策定を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 保健・医療・福祉関係に携わる者
 - (2) 各関係団体に携わる者（高齢者・女性・子育て・商工・産業など）
 - (3) 町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画書案の策定をもって満了とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、有識者等を出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う

編集・発行

第3期
南富良野町地域福祉計画
南富良野町地域福祉実践計画
平成28年3月

○ 南富良野町保健福祉課

電話 0167-52-2211

○ 社会福祉法人 南富良野町社会福祉協議会

電話 0167-39-7711

所在 〒079-2403

北海道空知郡南富良野町幾寅
保健福祉センター みなくる